

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の

用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものについては、同条のただし書きの規定に基づき、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築又は増築することができることになっている。

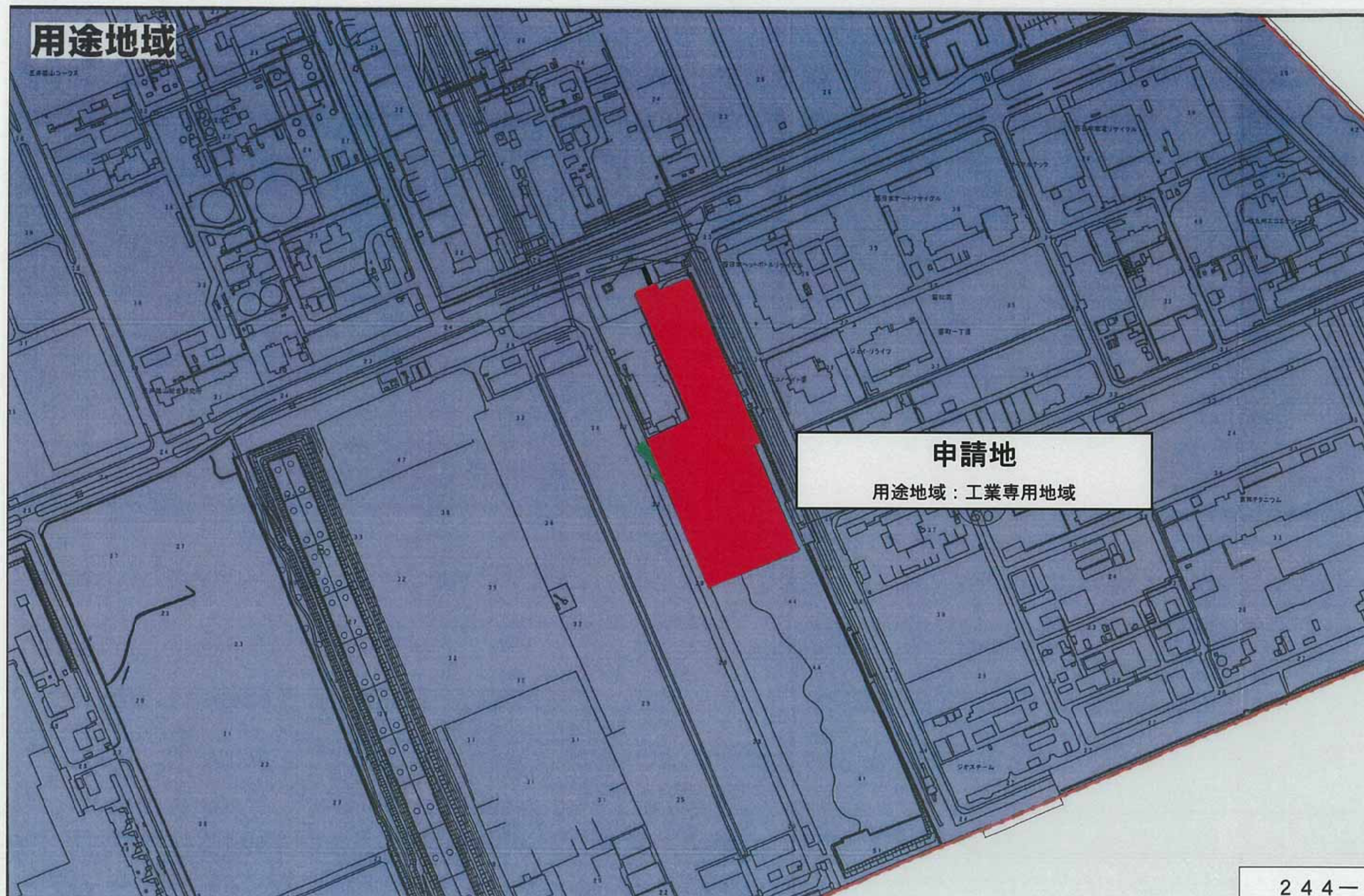
申請者	敷地の位置	面積	備考
日本磁力選鉱株式会社 代表取締役 原田 光久	北九州市若松区響町一丁目79番4、5、6、7、8、9	敷地面積 29,395.57 m <sup>2</sup> 建築面積 6,530.10 m <sup>2</sup> [申請部分(既存) 811.30 m <sup>2</sup> ] 延床面積 5,899.80 m <sup>2</sup> [申請部分(既存) 800.00 m <sup>2</sup> ]	○ 処理施設の種類： ごみ処理施設：一般廃棄物 (自治体や家電販売店から回収される廃小型電子機器など) 廃プラスチック類の破碎施設：産業廃棄物 (家電メーカーの工場から回収される不良電子機器など)  ○ 処理施設の処理能力 ごみ処理施設：12t/日 (5t/日以上のもは許可が必要) 廃プラスチック類の破碎施設：12t/日 (6t/日を超えるものは許可が必要)

(理由) 申請者は当該敷地において、平成24年5月より小型電子機器及び家電に由来する基板などの購入原料(有価物)を対象として破碎・分別を行っている。

今回の申請は、同破碎施設において、新たに一般廃棄物及び産業廃棄物を受け入れ対象として追加することから、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を行うもの。

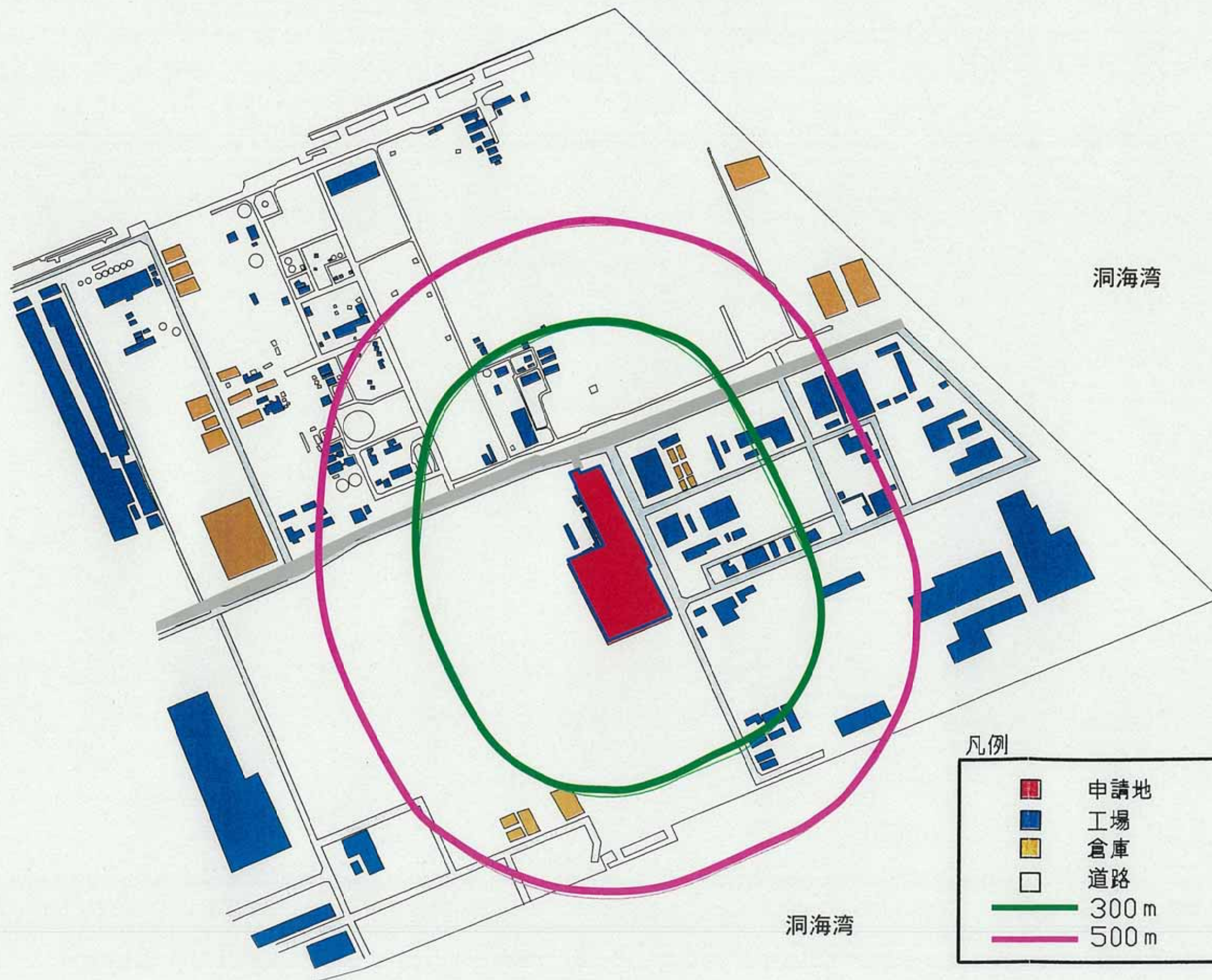
建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【用途地域図】


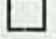



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【付近見取図】



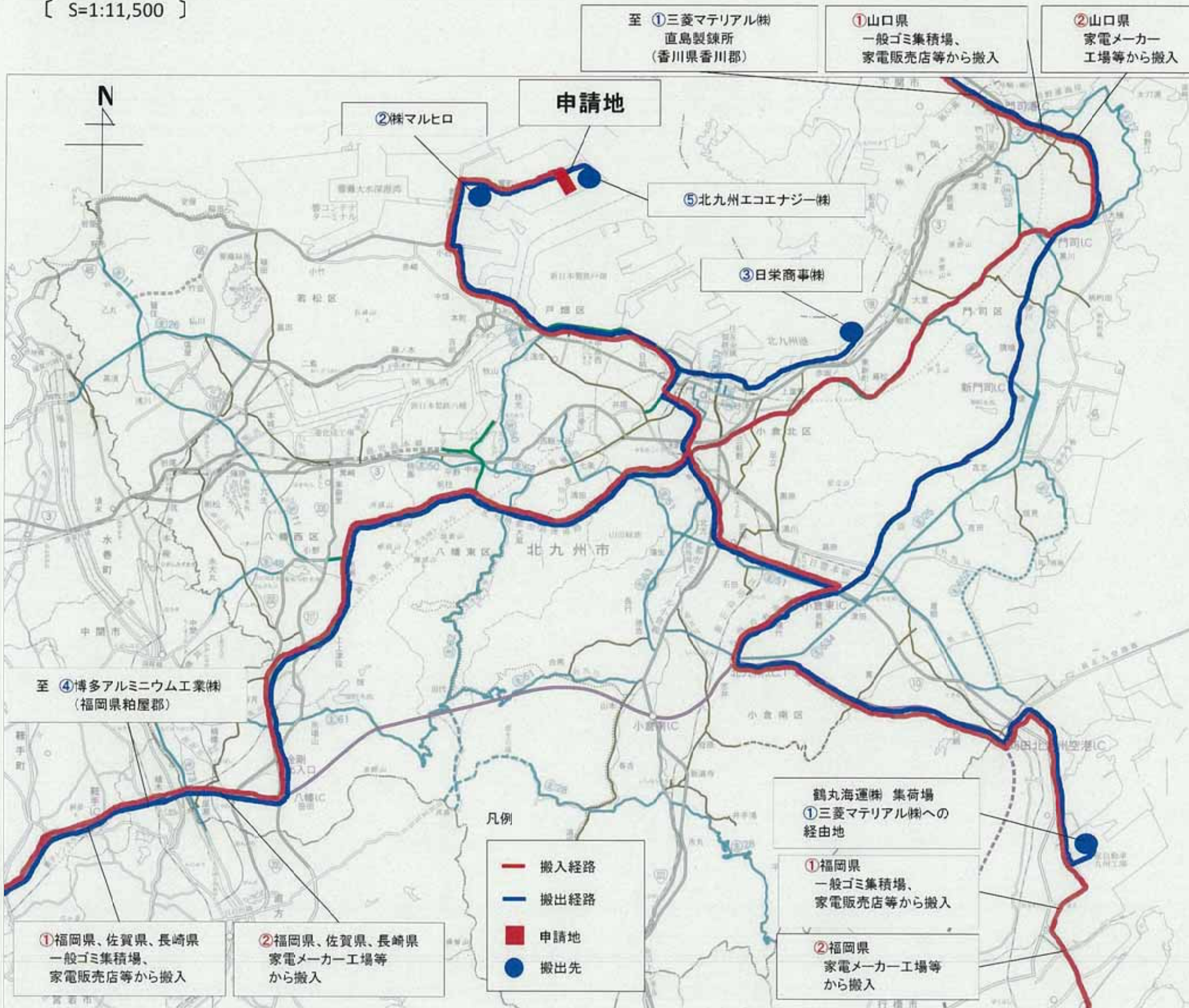
凡例

	申請地
	工場
	倉庫
	道路
	300 m
	500 m

# 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 運搬計画（搬出入経路図）

## 運搬計画図

[ S=1:11,500 ]



### (1) 搬送対象

搬入	一般廃棄物	廃小型電子機器、携帯等、 廃電気電子機器
	産業廃棄物	不良電子機器
搬出	製品	金銀滓、 銀スクラップ、 アルミニウムスクラップ
	一般廃棄物	廃プラスチック
	産業廃棄物	

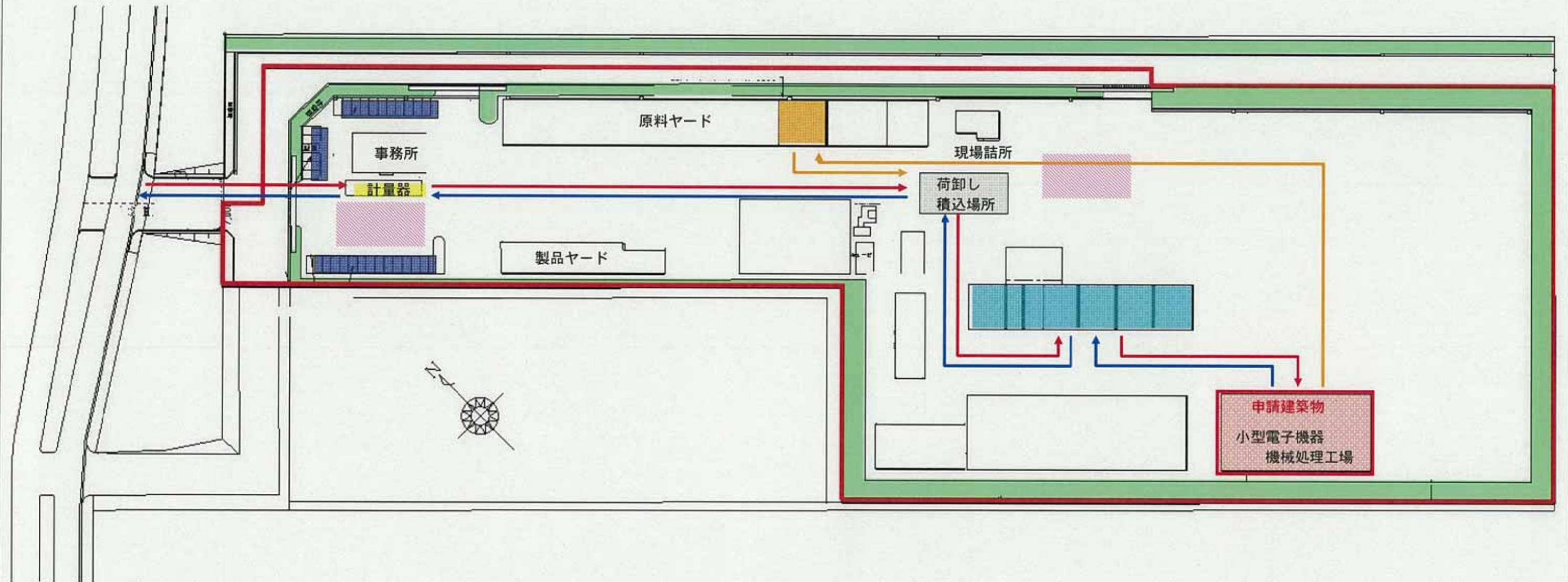
### (2) 搬送経路

搬入	一般廃棄物	①自治体、 家電販売店等	幹線道路、高 速道路を利用し、繁華 街、住宅街を 通過しない。	
	産業廃棄物	②家電メーカー工場等		
搬出	製品	金、銀、 パラジウム		①三菱マテリアル株式会社 直島精錬所
		鉄		②株式会社マルヒロ
		鉄	③日栄商事株式会社	
搬出	廃棄物	アルミ	④博多アルミニウム工業株式会社	
			⑤北九州エコエナジー	

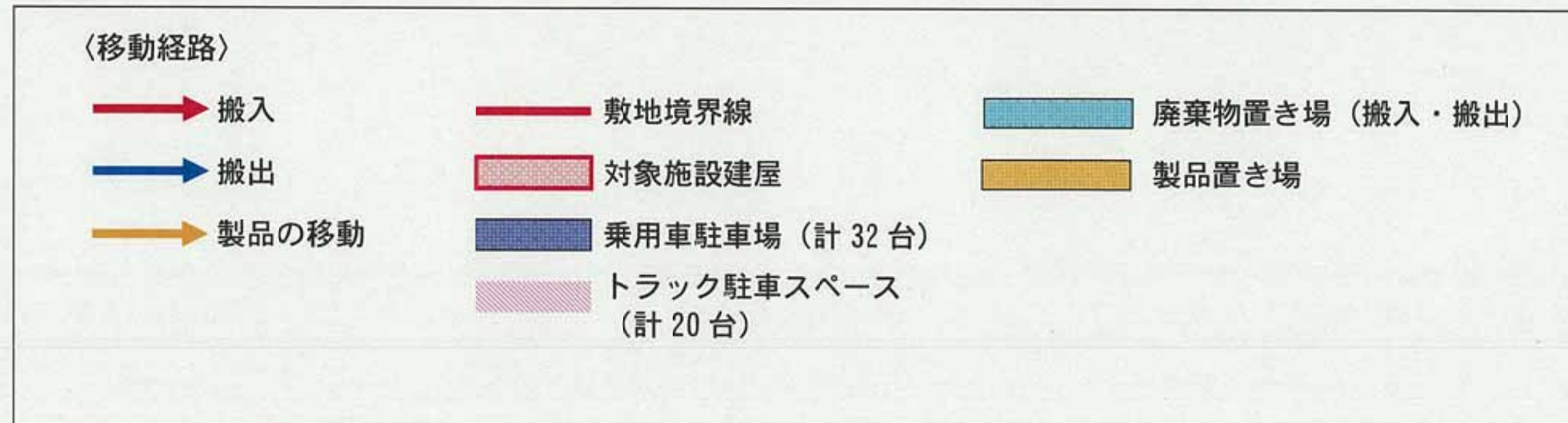
### (3) 搬送台数

			10tトラック 合計
搬入	一般廃棄物	20 台/年	22 台/年
	産業廃棄物	2 台/年	
搬出	製品	21 台/年	24 台/年
	一般廃棄物	2 台/年	
	産業廃棄物	1 台/年	

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
【配置図】



(凡例)

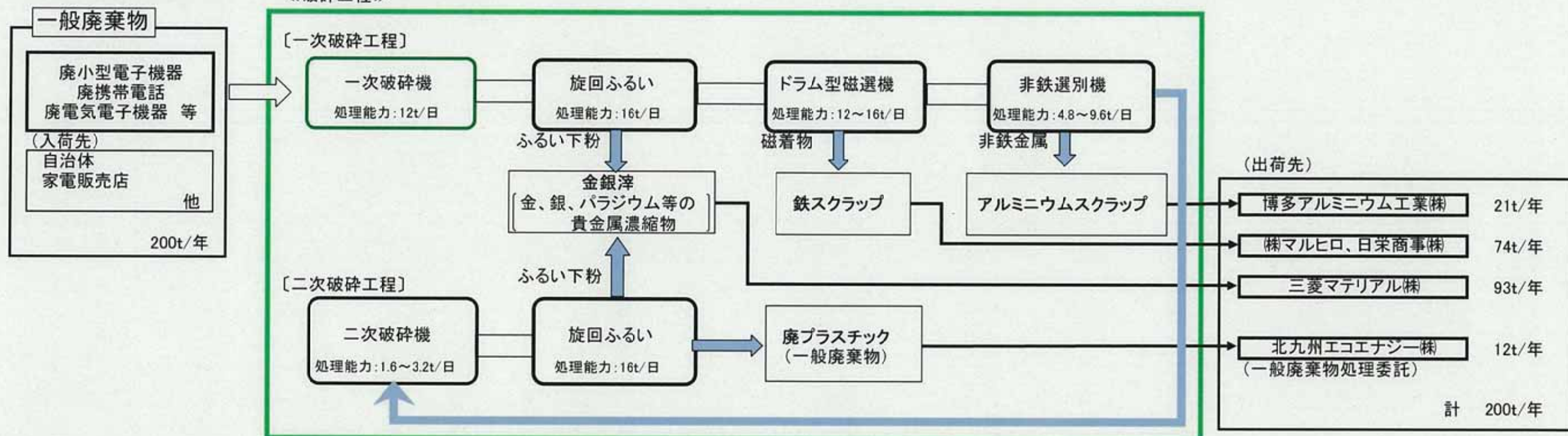


# 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

## 【処理フロー図】

### 一般廃棄物の処理フロー(ごみ処理施設のフロー)

《破碎工程》



### 産業廃棄物のフロー(廃プラスチック類の破碎施設のフロー)

《破碎工程》

